



厚生労働省佐賀労働局発表  
平成 27 年 9 月 14 日（月）

【照会先】  
佐賀労働局 労働基準部 健康安全課  
健康安全課長 木原博徳  
安全衛生主任 溝上浩利  
（電話 0952 - 32 - 7176）

## 無災害記録を達成した製造工場を厚生労働省労働基準局長が表彰

～ 伝達交付式を佐賀労働基準監督署で実施 ～

厚生労働省では、事業場における自主的安全活動を促進し、労働災害を防止するため、事業場の申請により、休業を伴う労働災害を発生させなかった等、一定基準を満たした事業場に対し、厚生労働省労働基準局長より無災害表彰状等を交付しています。（ 1、2 ）

今般、下記 1 の事業場について、平成 23 年 5 月 15 日から平成 27 年 5 月 2 日まで延べ 410 万労働時間に亘り、無災害であった旨の申請があり、審査の結果、無災害記録の達成が確認できたため、厚生労働省労働基準局長から「無災害記録証」が交付されることとなりました。

「無災害記録証」の伝達交付式は、所轄の佐賀労働基準監督署（署長 糸山喜勝）において、下記 2 により行われます。

### 記

#### 1 対象事業場（無災害記録等の概要は別紙のとおり）

事業場名 株式会社ブリヂストン 佐賀工場  
所在地 三養基郡上峰町堤 2100

#### 2 伝達交付式

日時 平成 27 年 9 月 18 日（金） 午後 2 時より  
場所 佐賀労働基準監督署 署長室  
（佐賀市駅前中央 3 - 3 - 20 佐賀第 2 合同庁舎 3 階）  
☎ 0952 - 32 - 7133（安全衛生課 小林）

#### 3 その他

- （ 1 ） 当日、取材を希望される報道機関の方は、準備の都合等がありますので、9 月 17 日（木）までに佐賀労働局健康安全課（☎ 0952 - 32 - 7176）あて連絡をお願いします。
- （ 2 ） 受賞者への取材は、伝達交付式終了後をお願いします。

( 1 ) 「無災害記録証」(別添 1 参照)

本記録証は、無災害記録証授与内規に基づき、業種及び労働者数に応じて、一定の期間(延べ労働時間(全労働者の全労働時間数))において、業務上の死亡、休業、身体障害を伴う災害を発生させなかった事業場を対象としています。

無災害記録は、第1種から第5種までの5段階あり、今回は第2種無災害記録(410万時間)の達成となります。

( 2 ) 「建設事業無災害表彰」(別添 2 参照)

本表彰は、建設事業無災害表彰内規に基づき、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上の工事現場において、工事期間中、業務上の死亡、休業、身体障害を伴う災害を発生させなかった事業場を対象としています。

## 「無災害記録証」交付事業場及び無災害記録の概要

事業者	株式会社ブリヂストン佐賀工場
所在地	佐賀県三養基郡上峰町堤 2 1 0 0
代表者	佐賀工場長 松岡孝二
業種	金属線製品製造業 (自動車タイヤ用スチールコードの製造)
労働者数	525 人 (無災害記録期間中の平均労働者数)
無災害記録時間	410 万時間 (第 2 種無災害記録)
上記記録達成の期間	平成 23 年 5 月 15 日 ~ 平成 27 年 5 月 2 日 (以後、無災害記録継続中)

## 無災害記録証授与内規

### (1) 無災害記録証授与内規

(沿革) 昭和27年10月18日労働省基発第732号の2  
昭和28年6月15日労働省基発第457号改正  
昭和32年5月23日労働省基発第426号改正  
昭和36年4月25日労働省基発第382号改正  
昭和39年4月16日労働省基発第493号改正  
昭和42年8月10日労働省基発第3号改正  
昭和43年8月12日労働省基発第507号改正  
昭和50年2月17日労働省基発第87号改正  
昭和58年3月25日労働省基発第153号改正  
昭和62年12月26日労働省基発第728号改正  
平成元年11月28日労働省基発第623号改正

第1条 事業場において第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第2条 この内規は、労働安全衛生法施行令第2条第1号若しくは第2号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の運用を受ける事業を除く）、卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第2条第2号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第3条 無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階とする。

2 第1種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第1から別表第5までの通りとする。

ただし、労働者数が100人未満の事業場については、昭和58年3月31日以前に記録を起算した者に対し、別表第3に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第2種無災害記録の時間数は、第1種無災害記録時間数の5割増、第3種無災害記録の時間数は、第2種無災害記録時間数の5割増、第4種無災害記録の時間数は、第3種無災害記録時間数の5割増、第5種無災害記録の時間数は、第4種無災害記録時間数の5割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が100万時間未満のものについては端数を5万時間単位に、また、100万時間を超えるものについては端数を10万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第3種から第5種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる1段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、建設店社に対する第1種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高250億円以上の建設店社に対しては、別表第2に掲げる時間数を適用すること。

(2) 年間完成工事高250億円未満の建設店社に対しては、別表第2に掲げる時間数の2分の1を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第5条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第6条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第7条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第4条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

(別表第1)

## 第1種無災害記録時間数

記録時間 (単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人 未満	100人 以上
業種			
林業		30	50
育林業		70	130
土石採取業		90	170
建設業		170	
土木工事業		130	
河川土木事業		260	
水力発電施設等建設事業		170	
鉄道又は軌道建設事業		150	
地下鉄建設事業		160	
橋りょう建設事業		160	
ずい道建設事業		70	
道路建設事業		230	
その他の土木事業		190	
建築工事業		200	
家屋建築事業		200	
その他の建築事業		250	
職別工事業		190	
備工事業		360	
電気工事業		340	
管工事業(さく井を除く)		200	
その他の設備工事業		—	
機械器具設備工事業		220	
他に分類されない設備工事業		310	
製業		—	—
食品製造業		130	250
畜産食品製造業		—	—
乳製品製造業		140	270
水産食品製造業		120	240
水産かん詰・びん詰製造業		140	280
調味料製造業		150	290
しょう油・食用アミノ酸製造業		140	280
精穀・製粉業		—	—
小麦粉製造業		160	320
砂糖製造業		140	270
パン・菓子製造業		130	250
飲料製造業		260	330
ビール製造業		230	450
清酒製造業		150	290
蒸留酒・混成酒製造業		150	290
動植物油脂製造業		100	200
植物油脂製造業		110	210
たばこ製造業		180	360
織業		240	470
糸業		240	480
紡績業		250	500

記録時間 (単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人 未満	100人 以上
業種			
綿紡績業		250	500
化学繊維紡績業		250	500
毛紡績業		240	480
麻紡績業		270	530
ねん糸・かさ裏加工糸製造業		190	380
ねん糸製造業		250	500
織物業		240	470
メリヤス製造業		470	680
染色整理業		250	310
衣服・その他の繊維製品製造業		480	630
木材・木製品製造業 (家具を除く)		70	130
製材・木製品製造業		50	100
一般製材業		50	90
単板(ベニヤ板)製造業		80	150
造作材・合板・建築用 組立材料製造業		60	120
合板製造業		60	120
家具・装備品製造業		90	180
パルプ・紙・紙加工品製造業		150	300
パルプ製造業		250	500
紙製造業		180	350
出版・印刷・同関連産業		250	400
新聞業		190	380
出版業		240	480
印刷業(謄写印刷業を除く)		240	390
化学工業業		270	540
化学肥料製造業		230	450
窒素質及びりん 酸質肥料製造業		270	540
複合肥料製造業		270	540
無機化学工業製品製造業		210	410
ソーダ工業		270	530
電炉工業		240	470
塩製造業		210	420
有機化学工業製品製造業		270	530
環式中間物・合成染料・ 有機顔料製造業		160	320
プラスチック製造業		270	540
化学繊維製造業		350	700
レーヨン製造業		350	700
合成繊維製造業		350	700
油脂加工製品・石けん・合成洗 剤・界面活性剤・塗料製造業		—	—

業種	記録時間 (単位:万時間)	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人 未満	労働者数 100人 以上
石けん・合成洗剤製造業		220	440
塗料製造業		180	350
印刷インキ製造業		270	540
医薬品製造業		250	500
医薬品原薬・製剤製造業		310	620
その他の化学工業		340	460
産業用火薬類製造業		220	440
香料製造業		150	300
化粧品・歯みがき・その他 の化粧用調整品製造業		240	470
写真感光材料製造業		330	650
石油製品・石炭製品製造業		330	650
石油精製業		350	700
ゴム製品製造業		220	430
タイヤ・チューブ製造業		250	500
ゴム製・プラスチック製 履物・同附属品製造業		240	470
ゴムベルト・ゴムホース・ 工業用ゴム製品製造業		190	370
なめし革・同製品・毛皮製造業		160	280
革製履物製造業		310	530
窯業・土石製品製造業		130	250
ガラス・同製品製造業		160	310
セメント・同製品製造業		90	170
セメント製造業		170	340
陶磁器・同関連製品製造業		200	390
食卓用・ちゅう房用 陶磁器製造業		240	480
耐火物製造業		160	310
炭素・黒鉛製品製造業		150	290
炭素質電極製造業		140	270
骨材・石工品等製造業		80	150
鉄鋼業		260	520
高炉による製鉄業		350	700
高炉によらない製鉄業		—	—
電気炉銑製造業		150	300
フェロアロイ製造業		190	380
製鋼及び圧延業		190	380
平炉による製鋼 及び圧延業		200	390
製鋼を行わない鋼材製造 業(表面処理鋼材を除く)		140	270
熱間圧延業(鋼 管・伸鉄を除く)		150	300
冷間圧延業(鋼 管・伸鉄を除く)		170	340

業種	記録時間 (単位:万時間)	記録を起算した年月 平成元年4月以降	
		労働者数 100人 未満	労働者数 100人 以上
伸線業		120	240
鍛鋼・鍛工品・铸鋼製造業		90	180
铸鋼製造業		80	150
銑鉄铸物製造業		80	160
銑鉄铸物製造業(銑鉄 管・可鍛铸鉄を除く)		80	160
可鍛铸鉄製造業		120	240
非鉄金属製造業		220	440
非鉄金属第1次精錬・精製業		220	430
銅第1次精錬・精製業		190	370
アルミニウム第1 次精錬・精製業		340	670
非鉄金属・同合金圧延 業(抽伸・押出しを含む)		190	370
非鉄金属铸物製造業		130	260
電線・ケーブル製造業		300	590
金属製品製造業		120	230
ブリキ缶・その他のめっき板等製造業		170	340
洋食器・刃物・手道具 ・金物類製造業		110	210
建設用・建築用金属製品 製造業(製缶板金業を含む)		110	220
建設用金属製品製造業		110	200
製缶板金業		110	220
金属打抜・被覆・彫刻業・熱 処理業(ほうろう鉄器を除く)		110	220
金属線製品製造 業(ねじ類を除く)		140	270
一般機械器具製造業		160	310
ボイラ・原動機製造業		270	540
農業用機械製造 業(農機具を除く)		130	260
建設機械・鉱山機械製造業(建設 用・農業用・運搬用トラクタを含む)		170	340
金属加工機械製造業		160	320
金属工作機械製造業		160	310
金属加工機械製造業 (金属工作機械を除く)		120	210
繊維機械製造業		130	260
一般産業用機械装置製造業		160	310
荷役運搬設備製造業		160	310
事務用・サービス用・民生 用機械器具製造業		240	470
ミシン製造業		130	370

業種	記録時間 (単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数		100人未満	100人以上
その他の機械・同部分品製造業			100	250
弁・同付属品製造業			150	190
玉軸受・ころ軸受製造業			160	310
電気機械器具製造業			350	700
発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業			350	700
発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業			350	700
変圧器類製造業(通信機用を除く)			350	700
開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業			350	700
電気溶接製造業			350	700
その他の産業用電気機械器具製造業(車両用・配線用を含む)			260	520
電球・電気照明器具製造業			—	—
電球製造業			350	700
通信機械器具・同関連機械器具製造業			350	700
電気計測器製造業			350	700
その他の電気機械器具製造業			300	590
一次電池(乾電池・湿電池)製造業			330	650
輸送用機械器具製造業			240	470
自動車・同付属品製造業			270	540
自動車製造業(三輪及び二輪自動車を含む)			350	700
自動車車体・付随車製造業			200	400
自動車部分品・付属品製造業			200	390
鉄道車両・同部分品製造業			320	480
自転車・同部分品製造業			120	240
船舶製造・修理業・船用機関製造業			150	300
鋼船製造・修理業			160	310
木造船製造・修理業			45	85
精密機械器具製造業			330	660
計量器・測定器・分析機器・試験機製造業			—	—
精密測定機製造業			250	490
時計・同部分品製造業			350	700
武器・その他の製造業			180	360
がん具・運動競技用具製造業			310	360
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業			330	650

業種	記録時間 (単位:万時間)		記録を起算した年月 平成元年4月以降	
	労働者数		100人未満	100人以上
他に分類されない製造業			—	—
マッチ製造業			150	300
運輸業			120	190
鉄道業			—	—
鉄道事業			350	700
軌道業			230	460
地下鉄道業			230	450
民営鉄道車両修理工場			270	530
道路旅客運送業			—	—
一般旅客自動車運送業			160	210
一般乗合旅客自動車運送業			220	270
道路貨物運送業			—	—
一般貨物自動車運送業			60	100
特定貨物自動車運送業			100	170
通運業			160	180
水運業			—	—
航空運輸業			—	—
倉庫業			—	—
普通倉庫業			100	130
運輸に付帯するサービス業			—	—
港湾運送業			70	80
貨物運送取扱業			120	140
通信業			190	380
郵便業			90	150
電信・電話業(有線放送電話業を除く)			350	700
電気・ガス・水道・熱供給業			350	650
電気業			350	700
火力発電業			350	700
ガス業			350	670
水道業			—	—
上水道業			220	320
熱供給業			—	—
卸売・小売業・飲食店業			400	770
旅館業			350	710
ゴルフ場業			100	190
サービス業(自動車整備業, 機械修理業, 建物サービス業, 廃棄物処理業のみ)			—	—
自動車整備業			130	260
機械修理業			300	600
建物サービス業			130	180
廃棄物処理業			30	40

備考 「労働者数」とは、無災害期間中の毎月末日における労働者数の平均値をいうものとする。

## 建設事業無災害表彰内規

### 1 建設事業無災害表彰内規

(沿革) 昭和 31 年 3 月 14 日労働省基発第 129 号

昭和 42 年 1 月 19 日労働省基発第 50 号改正

昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正

昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正

昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正

昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正

平成 3 年 12 月 5 日労働省基発第 685 号改正

平成 11 年 9 月 1 日労働省基発第 519 号改正

(目的)

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が 160 万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第 3 条 厚生労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であっても労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

第 4 条 厚生労働省労働基準局長は、前条第 1 項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事業が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。